⑵　申請書、資料及び技術提案書の提出期間、場所及び方法

①　提出期間：令和２年２月12日から令和２年３月23日までの休日等を除く毎日、③㋐による場合は９時00分から18時00分まで、③㋑による場合は９時30分から17時00分までとし、最終日についてはいずれの場合も11時00分までとする。

②　提出場所：上記４に同じ。

③　提出方法：

㋐　電子入札方式による場合　電子入札システムにより提出するものとする。ただし、申請書、資料及び技術提案書の容量が３ＭＢを超える場合には、申請書、資料及び技術提案書は提出先へ持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出するものとする（提出期間内必着。）。詳細は説明書による。

㋑　紙入札方式による場合　書面を提出先へ持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出するものとする（提出期間内必着。）。詳細は説明書による。

㋒　申請書、資料及び技術提案書は、提出期限以降の内容変更及び取り下げを認めない。ただし、取り下げについては説明書に示す場合を除く。

６　その他

⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約保証金

①　技術協力業務　免除

②　建設工事　納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

⑶　技術提案書の無効　申請書、資料又は技術提案書に虚偽の記載をした者の技術提案書は無効とする。

⑷　提出する技術提案　提出を行う技術提案書の作成にあたっては、本工事に参加しようとする他の技術提案書提出者と技術提案の内容等について、いかなる相談・協議等も行ってはならない。これに違反した場合は、本工事に係る優先交渉権者として選定しないものとする。

⑸　技術提案の履行に関する事項　受注者の責めにより、優先交渉権者選定時の提案内容が実施されていない場合、契約違反行為に該当することから、違約金、指名停止、当該工事成績評定の減点等の措置を講じることがある。

ただし、技術協力業務において、発注者と協議の上、発注者が技術提案を不履行とする旨を指示した場合、または施工条件の変更、災害等の受注者の責めによらない理由により技術提案が不履行となった場合については、この限りではない。

⑹　配置予定技術者等の確認　本建設工事の契約の相手方として特定した旨の通知後、工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、本建設工事の契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、申請書及び資料の差替えは認められない。

⑺　手続きにおける交渉の有無　無。

⑻　契約書作成の要否　要。

⑼　本建設工事に直接関連する他の工事の請負契約を本建設工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

⑽　関連情報を入手するための照会窓口　上記４に同じ。

⑾　一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記５⑵により申請書、資料及び技術提案書を提出することができるが、競争に参加するためには、優先交渉権者の選定日において、当該一般競争参加資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の決定に係る申請は、当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者）の「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年10月１日付国土交通省東北地方整備局副局長他７者公示）別記に掲げる本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、上記４においても当該決定に係る申請を受け付ける。

⑿　本建設工事の契約締結後の技術提案　本建設工事の契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が採用された場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は建設工事の設計図書等による。

⒀　詳細は説明書による。

７　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : INADA Masahiro, Vice Director-General Kyushu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41, 42

⑶　Subject matter of the contract : Construction work to improve the ground at the runway and the taxiway in Fukuoka Airport, and technical cooperation for the design of this work.

⑷　Time-limit for the submission of application forms, relevant documents for the qualification and technical proposals : 11 : 00 A.M. 23 March 2020

⑸　Contact point for documentation relating to the proposal : KIYOYAMA Nami, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kyushu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―10―7 Hakataekihigashi, Hakata-ku, Fukuoka-city, 812―0013 Japan. TEL 092―418―3345

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

首里城正殿復元設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和２年２月10日

内閣府沖縄総合事務局開発建設部長

中島　　靖

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47

１　業務概要

⑴　業務名　首里城正殿復元設計業務

⑵　業務内容　本業務は、沖縄県那覇市首里当蔵町（国営沖縄記念公園首里城地区）に計画している首里城正殿の復元整備に関し、建築及び建築設備の基本設計及び実施設計を行うものである。

⑶　履行期限　令和３年３月26日

２　申請の時期

令和２年２月10日から令和２年２月20日17時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）なお、令和２年２月20日以降、当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

３　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、令和２年２月10日から内閣府沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理係において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。なお、沖縄総合事務局開発建設部ホームページからも入手することができる。

沖縄総合事務局開発建設部ホームページ
http://www.ogb.go.jp/kaiken/014405/Kaiken_keiyaku_keiyaku